（参考）

現行の環境基準健康項目及び要監視項目、要調査項目について

環境基準健康項目（26項目）　（例）カドミウム、全シアン等

＊環境基準･･･水質保全行政の目標として公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準。

→水質汚濁防止法に基づき都道府県が常時監視。国でとりまとめて公表。

→水質汚濁防止法に基づき排水基準を設定。

要監視項目（27項目）　（例）クロロホルム、
ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等

＊要監視項目･･･人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された物質。

→都道府県がモニタリング、国で取りまとめて公表。

要調査項目（300項目）

＊要調査項目･･･個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質。
（水環境リスク：水環境を経由して人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれ）

→国が分析法を検討し、存在状況調査を実施。